

# 36 協定集中講座

法定の労働時間を超えて労働(法定時間外労働)させる場合、または、法定の休日に労働(法定休日労働)させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。この協定のことを労働基準法第 36 条に規定されていることから、通称「36 協定」といいます。36 協定締結前のこの時期に詳しく解説します。

日時	平成 28 年 2 月 23 日(火)13:30~16:30 開場・受付開始 13:00				
場所	渋谷区立商工会館 2 階大研修室(裏面地図参照)				
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 時間外・休日労働を適法に行うための要件は？</li> <li>◆ 時間外・休日・深夜労働をさせることができない人は？</li> <li>◆ 36 協定を適法に締結するための要件は？</li> <li>◆ 過半数組織労働組合が過半数割れしても三六協定は有効か？</li> <li>◆ 36 協定届の作り方のポイントとは？</li> <li>◆ 過半数代表者をその都度選任しないことは可能か？</li> <li>◆ 過半数代表者は事業場ごとに選任しなければならないか？</li> <li>◆ 時間外労働の限度基準の正確な内容やそれが適用されない業種は？</li> <li>◆ 特別条項付き 36 協定の正しい作成法は？</li> <li>◆ 特別条項を 1 年間使い続けることはできるのか？ 等</li> </ul>				
講師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)				
受講料	テキスト代 消費税込み 会員 3,000 円 会員以外 5,000 円				
定員	100 名 お申込み FAX をいただきましたら、受講番号を付して、FAX にて返送いたします。				
申込方法 申込先	<p>① 申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。</p> <p>② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 2 月 16 日(火)まで 2 週間ない場合は 2 月 16 日(火)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ 銀行名 三菱東京UFJ 銀行田町支店</td> <td>・ 口座番号 普通預金 0397963</td> </tr> <tr> <td>・ 口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会</td> <td>・ 名義人住所 東京都港区芝 4-4-5</td> </tr> </table> <p>なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0223 ○○カイヤ等)</p> <p>③ 受講の取消：2 月 16 日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。</p> <p>④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。</p>	・ 銀行名 三菱東京UFJ 銀行田町支店	・ 口座番号 普通預金 0397963	・ 口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会	・ 名義人住所 東京都港区芝 4-4-5
・ 銀行名 三菱東京UFJ 銀行田町支店	・ 口座番号 普通預金 0397963				
・ 口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会	・ 名義人住所 東京都港区芝 4-4-5				
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、品川労働基準協会、大田労働基準協会、渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。				